

第 6383 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 20日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 親族に支払う給与

Q：私は個人事業者ですが、親族に支払う給与は、青色申告と白色申告で違うそうですが、どうなっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

親族に支払う給与の取扱いは、次のようになっています。

① 生計を一にする親族に支払う給与

イ. 原則は必要経費にならず、また、給与を受け取った親族の所得にもならない。

ロ. 白色事業専従者の場合

次のa. b. いずれか少ない金額が必要経費としてみなされる。

a. 配偶者86万円

配偶者以外50万円

b. 事業所得の金額 ÷ (専従者数 + 1)

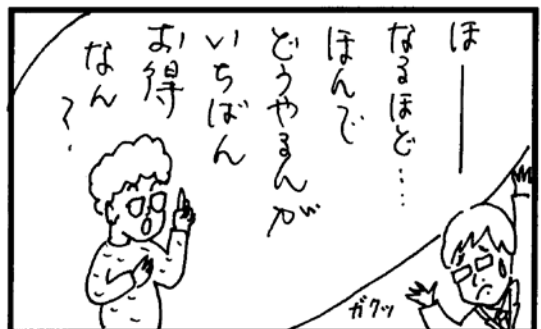
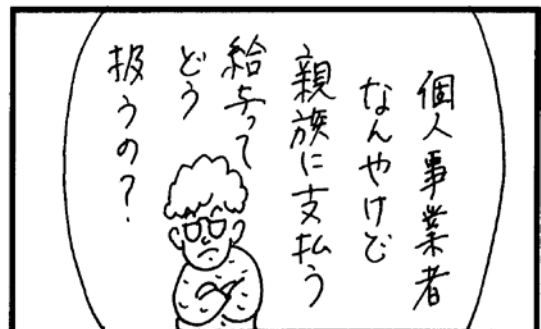
また、この金額は、事業専従者の給与収入にもなる。

ハ. 青色事業専従者の場合

青色専従者給与として届け出た金額のうち労務の対価として相当と認められる金額は、必要経費となる。

② 生計を一にしていない親族に支払う給与

生計を別にする親族に支払う給与は、その額が労務の対価として相当と認められる限り必要経費となる。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】